

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
1	施策2 きめこまやかな総合的福祉の推進 事業8 成年後見制度の利用促進	相談件数が増加したとあるが、高齢者の数から想定すると、まだ少ないのではないか。利用見込みをどうとらえているか。	平成12年度以降の相談件数は合計2,136件(平成20年7月末現在)で、これは区内の認知症高齢者推計数約5,400人(平成19年度末)の約40%に相当します。 平成19年度に成年後見センターを開設して専門員による相談窓口を充実させた結果、相談件数は525件ののぼり、平成18年度の274件と比較して約2倍に増加しています。平成21年度は800件の相談があるものと予想し、成年後見センターの体制強化を図って対応していきます。 また、訪問相談の実施、相談後の申立支援、さらに民生委員や地域包括支援センターと連携して地域ぐるみの支援活動を行っていきます。	地域福祉課
2	施策2 きめこまやかな総合的福祉の推進 事業8 成年後見制度の利用促進	高齢者以外の知的・精神障害者の利用実績はどうか。	成年後見制度の利用については、近親者が申立を行い家庭裁判所の審判を受けて後見が開始されることになっています。しかし、被後見人に四親等以内の申立人がいない場合については、自治体の長(新宿区長)が申立人になって家庭裁判所の審判を受けます。その場合の後見人は、後見内容により弁護士や司法書士、社会福祉士があたります。 知的障害者に対する区長申し立ての実績は平成14年度に1件と平成15年度に3件、精神障害者に対しては平成13年度と平成18年度に各1件となっています。 なお、制度について、新宿区成年後見センターにおける平成19年度の初回相談数は340人であり、内訳は精神障害者対象31人、知的障害者対象16人となっています。今後も障害関連施設・障害者団体と連携を図りながら、制度の周知を進め制度利用を促進します。	障害者福祉課、保健予防課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
3	施策2 きめこまやかな総合的福祉の推進 事業8 成年後見制度の利用促進	この事業は社会福祉協議会に委託しているとのことだが、1法人で対応できるのか。 区が直接行うべきではないのか。 1法人に委託している根拠について、説明を求める。	東京都の指導により、成年後見センター(成年後見制度推進機関)は区市町村ごとに一つの機関を設置することになっています。 新宿区社会福祉協議会は昭和28年の設立後、地域のネットワークづくり、在宅サービスやボランティア活動の支援を通じて誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域福祉の推進に大きな役割を果たしてきました。社会福祉協議会が実施している、判断能力が低下した方の日常生活を支援する地域福祉権利擁護事業との連携を図ることで、地域に根ざしたきめ細かい事業が実施できると考えています。	地域福祉課
4	施策2 きめこまやかな総合的福祉の推進 事業8 成年後見制度の利用促進	利用を促進するなら、社会福祉協議会1か所ではなく、地域包括支援センターのように10か所相談窓口をおくといったことが必要ではないか。	地域包括支援センターでは、成年後見や権利擁護に関する一般相談を随時受け付けています。地域包括支援センターは成年後見センターと連携し、法律的に高度な判断を要する相談の場合は成年後見センターの専門相談に引き継ぐなど、利用者の支援を行っています。	地域福祉課
5	施策2 きめこまやかな総合的福祉の推進 事業8 成年後見制度の利用促進	どのように周知し、必要な人の掘り起こしをしているのか。	平成19年度は、福祉関係者・関連団体・親の会をはじめ区内在住・在勤の方を対象にして、後見実務経験のある司法書士等を講師とした出前講座や講演会を17回実施し、合わせて348名の方に参加いただきました。 今後は、障害者関係団体向けなどテーマ別の出前講座を実施し、さらなる制度周知を図っていきます。	地域福祉課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
6	施策2 きめこまやかな総合福祉の推進 事業8 成年後見制度の利用促進	目標設定が1所設置になっているが、運営の目標はどうなっているのか。 なぜ、B評価なのか、その根拠は何か。	成年後見センターの運営目標は、成年後見制度の積極的な活用を図り、認知症高齢者・知的障害者及び精神障害者の方々が地域において安心して住み続けられるようにすることです。具体的な数値目標は、平成23年度末までに 専門相談の件数を年間170件に伸ばす 東京都実施の後見人養成講習修了者等を合計で20名受け入れることです。 新宿区は、平成18年4月に成年後見制度推進機関検討委員会を設置して推進機関の運営と業務内容等について検討を重ね、平成19年4月に予定通り推進機関を設置しました。よって、評価をBとしました。	地域福祉課
7	施策6 福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開 事業26 地域包括支援センターの運営支援	地域包括支援センターが介護保険の事業や成年後見制度とどうつながって、どのような連携が図られているか。	地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心になって高齢者の生活を支援しています。 要支援1・2と認定された人には、在宅で自立して生活できるように介護保険のサービス利用を支援したり、自立した生活ができていない人には、要支援や要介護状態になるのを防ぐための介護予防教室など、現在の健康な状態を維持していくための支援を行っています。また、地域のケアマネジャーをはじめ、医療機関など様々な関係機関との連携を図り、高齢者が暮らしやすい地域作りに力を入れています。 さらに、高齢者の権利擁護の窓口として成年後見制度の普及啓発を行っています。お金の管理や契約に関することに不安があるとき、頼れる家族がいない場合などには、成年後見制度の案内をしたり、身寄りのいない方には区長による審判請求手続きの支援をします。また、弁護士等の専門相談につないたり、地域包括支援センター連絡会に成年後見センター職員に参加してもらうなど、成年後見センターとも日常的な連携を深めています。	高齢者サービス課、地域福祉課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
8	施策7 ともにつくる福祉の 推進 事業32 地域見守りネット ワークの充実	ボランティアで行っているが、地域によってサービスの 偏りはないか。	<p>社会福祉協議会としてはサービスではなく、高齢者世帯が安心して地域生活を送れるよう身近な近隣の人々がサポートするための環境・基盤整備といった視点で事業を展開しています。地区のニーズや状況に応じた見守り活動を推進するため、各地区に担当職員(非常勤)を配置し、見守り協力員(ボランティア)の活動支援と対象高齢者への相談対応を行っています。</p> <p>1人の見守り協力員が概ね2名の対象高齢者を最低でも1か月に2回訪問して見守っています。さらに、社会福祉協議会の担当職員が対象高齢者と協力員の仲を取り持ち、活動を支援しています。</p>	地域福祉課
9	施策7 ともにつくる福祉の 推進 事業32 地域見守りネット ワークの充実	この事業と他の事業とのネットワークはどうなっている か。連携は図られているか。	<p>活動開始当初から地区ごとに見守り協力員連絡会を開催し、当該地区の民生委員や地域包括支援センターなど関係機関の職員が出席して相互の連携・調整を図っています。社会福祉協議会の事業では、地域見守りネットワークを通じてふれあいいきいきサロンの立ち上げの相談を受けたり、ちょっと困りごと援助サービスやその他の有償サービスにつなげたり、また、これとは反対に他の事業の利用者を地域見守りネットワークにつなげるなどの連携を図っています。</p> <p>なお、平成20年4月からは見守り協力員が区発行の情報紙(ぬくもりだより)を安否確認の折に配付する取り組みも始めました。</p>	地域福祉課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
10	<p>施策7 ともにつくる福祉の 推進</p> <p>事業32 地域見守りネット ワークの充実</p>	<p>ふれあい訪問の実績が減っているが、その理由は何 か。 辞退されないような事業の組み立てを考えているか。</p>	<p>ふれあい訪問は社会福祉協議会の職員(非常勤職員)による月1回程度の訪問事業です。近隣との付き合いを望まない方や健康状況・生活状況等に不安があり、ボランティアによる声かけ・見守りでは対応困難な課題を抱える高齢者に対して、専門相談員ならではの働きかけを行い、地域見守り協力員によるボランティア活動(地域見守り協力員事業)との連携を図りながら事業を展開しています。対象者数が減っているのは、地域住民による見守りにスライドしたことが主な理由です。実際に平成19年度中に対象除外となったケースのうち35%の方は、地域見守り協力員事業対象へ移行しています。</p> <p>今後の課題としては、福祉サービスの利用につながない孤立した環境にある高齢者をどのように掘り起こしていくか、関係機関と協働して方法を検討していきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
11	<p>施策7 ともにつくる福祉の 推進</p>	<p>地域に障害児・者をサポートするネットワークはある か。</p>	<p>障害児・者をサポートするネットワークとしては、現在、地域の保健センター・障害者相談窓口及びサービス提供事業者など、障害者相談支援事業の相談窓口の13か所で、障害者の福祉サービスや生活全般についての相談を受けサポートするとともに、窓口連絡会を設けてネットワーク化を図っています。</p> <p>また、身体障害者相談員12名、知的障害者相談員8名も、障害者の相談を受けサポートしています。</p> <p>さらに、東京消防庁が行う緊急通報システムを設置している重度の障害者の方には、個別の協力員にお願いし、万が一のサポートを行っています。</p> <p>今後は、これらの障害者に対する制度やネットワークを相互に繋ぎ、障害者の地域生活を支えるシステムを障害者地域自立支援協議会で検討しているところです。</p>	<p>地域福祉課、 障害者福祉 課、保健予防 課</p>

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対象	ヒアリング項目	回答	所管
12	施策5 子育て支援の推進 事業17 子ども家庭支援センター機能の強化	成果指標が変わったが、相談件数が年間1万件近くもある。どんな内容の相談で、職員の体制はどのようになっているのか。	<p>19年度まではサポートチーム会議の実施回数を成果指標としていましたが、目標値の50回をすでに達成し、今後もこの数値を超えることが確実なため、新たに保護者・機関等からの相談件数を指標としました。</p> <p>主な相談と件数は、保護者等からの子育て相談(新規439件、延1,677件)の他に、虐待相談(新規119件、延3,119件)、保護者の病気や家出等の養育困難に関する養護相談(新規260件、延3,857件)です。虐待相談・養護相談は、子どもに関わる関係機関からの相談が多くあります。</p> <p>子ども家庭支援センターは、現在5人の職員(常勤4非常勤1)で対応しており、内訳は子ども家庭支援ワーカー(常勤3)、虐待対策ワーカー(常勤1、非常勤1)です。</p>	子どもサービス課
13	施策5 子育て支援の推進 事業17 子ども家庭支援センター機能の強化	成果指標の「育児支援家庭訪問」の定義が出生数の5%を基としている根拠は何か。	<p>平成15年度に実施した新宿区次世代育成支援に関する調査において、就学前の子どもをもつ保護者に「子育てのつらさ」について聞きました。その結果「いつも思う」と回答した割合が全体の5.4%でした。また、「子育ては楽しいですか」という設問に対して「まったく楽しくない」と答えた割合が全体の4.2%でした。こうした調査結果から、育児支援を必要とする家庭を5%と推定し、目標値の根拠としました。</p>	子どもサービス課
14	施策5 子育て支援の推進 事業17 子ども家庭支援センター機能の強化	子ども家庭サポートネットワークとして連携している団体はどのくらいあるのか。ネットワーク体制はどうなっているのか。	<p>新宿区の機関の他に、家庭裁判所、児童相談センター、警察署、私立保育園、私立幼稚園など、34機関が登録し、連携を図っています。団体以外に民生児童委員、主任児童委員、医師等の個人も登録し(407名、7月29日現在)、多岐にわたるネットワークが構築されています。ネットワークは、虐待防止部会、子ども学校サポート部会、発達支援部会で構成され、それぞれの部会ではサポートチーム会議を開いて連携に努めています。</p>	子どもサービス課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
15	施策5 子育て支援の推進 事業19 児童館機能の強化 と学童クラブ事業の 多様化	児童館は18歳までとのことだが、中高生の居場所として機能しているのか。	<p>新宿区の児童館は、居室や建物面積の関係から小型児童館に分類され、18歳まで利用できますが、実際は開館時間や居室の関係で小学生と幼児が主たる利用者となっています。しかし、榎町児童センターでは中高生スペースを設け、開館時間を午後7時まで延長しています。その結果、多くの中高生が利用し、居場所としての役割を果たしています。</p> <p>また、小学校時代に児童館を利用した中高生が、空き時間に立ち寄り、仲間同士で交流したり、昔を懐かしんで職員と話をしたりしている場面もあり、子どもたちの憩いの場となっています。</p>	子どもサービス課
16	施策5 子育て支援の推進 事業19 児童館機能の強化 と学童クラブ事業の 多様化	学童クラブと放課後子どもひろば事業の実態はどうなっているか。事業内容は重複しているのではないか。	<p>学校施設を活用した放課後子どもひろばは、平成19年度に開始した事業で、全学年の児童に対して安全安心な子どもの活動拠点を設け、自主的な活動を通じて、体力やコミュニケーション能力の向上をめざしています。また、地域の参画を得た交流体験活動の取組を実施しています。他方、学童クラブは保護者の就労や疾病等により家庭において継続的な保護が受けられない、小学校1年生から3年生までの児童を対象に、保護者に代わって指導員が生活指導を行う児童福祉法第6条の2第2項に規定された事業です。類似する部分もありますが、対象や目的が異なりそれぞれに必要性がある事業です。</p>	子どもサービス課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
17	施策8 学習・教育環境の 充実 事業34 地域の教育力との 協働・連携の推進	スクール・コーディネーターの役割と実際の活用はどの ようになっているか。子どもたちにどう影響しているのか。	スクール・コーディネーターは、学校・家庭・地域のパイ プ役となり、学校に地域の教育力を導入することで、子ど もの教育環境を改善しています。主な事業として『総合的 な学習の時間』への地域指導者や学校行事を支援する 地域人材の紹介や、教育に関する様々な企画、提案など を行っています。次世代を担う子どもたちを地域全体で 支える環境をつくることで、子どもの健全育成に大きな効 果をあげています。	教育指導課
18	施策8 学習・教育環境の 充実 事業40 地域学校協力体制 の整備	スクールスタッフ新宿の役割と実際の活用はどのようにな っているか。子どもたちにどう影響しているのか。	地域の人材を活用することで、地域との協働による教育 の充実を図っています。例えば、各学校の教育課程に 基づく教育活動を支援する教育ボランティア、学校の管 理下におけるクラブ活動・部活動の指導者にあたる教育 ボランティア、学校教育の中での福祉活動や環境美化・ 伝統文化の継承などを支援する地域の教育ボランティア が活動しています。 ボランティアによって学校図書室の読書環境が整備さ れ、子どもたちの読書活動が活発になりました。また、ボ ランティアの指導で部活動も活発に行われ、子どもたち の技術も向上しています。	教育指導課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
19	施策9 開かれた学校づくり 事業46 開かれた学校づくり	学校評議員、スクールカウンセラーの役割と実際の活用はどのようになっているか。子どもたちにどう影響しているのか。	<p>学校評議員は、各学校が学期に1回開催する学校評議会において、校長からの学校運営に関する意見の求めに対し、必要に応じて助言を行っています。学校評議会が直接、子どもに影響を及ぼすことはないものの、学校が編成する教育課程や校長の学校経営を通して影響があります。</p> <p>スクールカウンセラーは、学校において児童・生徒、保護者及び教職員から教育相談を受けます。また、授業における児童・生徒の様子を観察したり、教育相談室等との連携役を務めたりします。子どもたちは、ちょっとした悩みでも相談できる場として活用しています。</p>	教育指導課
20	施策8 学習・教育環境の充実 事業38 確かな学力推進員の配置	配置したのは1校1名だが、確かな学力推進員配置の効果をどう考えているか。 教育的な効果の測定や評価のあり方の視点でどうか。	<p>平成19年度の配置状況は、小・中併せて40名です。</p> <p>配置の効果については、児童・生徒、保護者、地域、教員を対象とした「確かな学力の育成に関する意識調査」により測定していますが、小4・小6・中2年の約75～80%以上の児童・生徒が確かな学力推進員が丁寧に教えてくれていると評価しています。</p> <p>当調査は、配置と学力定着等の状況の相関についての検証まではいたらないものの、推進員配置効果の評価としては有効と考えています。</p>	教育指導課
21	施策8 学習・教育環境の充実 事業38 確かな学力推進員の配置	推進員を区で採用する際の基準はどうなっているか。	<p>資格要件としては、教員免許状取得者であること、年齢が原則65歳未満であること、また、週5日(平均30h)程度に勤務が可能であることとしています。区広報及びHPにて公表・募集し、第一次を小論文、第二次を個人面接により選考しています。</p>	教育指導課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
22	施策9 開かれた学校づくり 事業46 開かれた学校づくり	評価の尺度や方法、専門的な視野による評価はどのようになされているのか。	保護者や地域住民及び学校評議員から学校の基本的な目標・方針の設定、教育課程や児童・生徒指導等について、アンケートや意見聴取を行っています。特に、学校評議員からは、それぞれの専門的な見地から意見を聴取しています。その他に、学校の自己評価を行ない、結果を公表しています。	教育指導課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
23	施策10 生涯学習、スポーツの条件整備 事業50 生涯学習指導者・支援者バンクの充実	地域人材・団体の確保の実態について、説明を求める。	<p>地域人材・団体確保のため、登録者対象の講習会を無料で開催しているほか、具体的な活用機会として随時「お試し体験講座」を開催し、登録を促進しています(H19実績:講習会11講習・のべ392名参加、お試し体験講座23講座・のべ622名参加)。</p> <p>この結果、スポーツ指導者バンク278名・文化等学習支援者バンク195名、計473名の登録があります。</p> <p>登録者は、両制度とも講師や指導者の登録が大半を占めています。しかし、総合型地域スポーツ・文化クラブや地域活動の運営は、講師や指導者のみではなく、指導の補助や運営の手伝い等を行う協力者の確保も併せて必要となります。</p> <p>今後は、社会参画の機会を求める登録者のために、シティーフマラソンや放課後子どもひろば、プラネタリウム活用事業、新宿青年教室など、多様な社会参画機会を提供して、制度周知を図り、より多様な人材の確保に努めます。</p> <p>また、財団事業は、バンク登録のある団体・個人以外にも、体協加盟団体や生涯学習館登録団体等の多様な地域団体・個人と連携して幅広く事業を実施しています。これらの連携先が持っている人材・ノウハウ等の資源も、バンク登録情報として確保・公開できるよう、連携先に積極的な登録呼び掛けを行っていきます。</p>	生涯学習コミュニケーション課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
24	施策10 生涯学習、スポーツの条件整備 事業50 生涯学習指導者・支援者バンクの充実	この事業で確保した人材を事業51へどうつなげているのか。	<p>H19末現在、本制度を介した人材活用件数は年間136件(うちスポーツ指導者バンク72件、文化等学習支援者バンク64件、前年度比103.8%)。</p> <p>主な活用機会は、「放課後子どもひろば」や、新たな地域活動サークルの結成を支援する「お試し体験講座」といった財団事業が中心となっており、地域活動における当制度の活用は少ない状況です。</p> <p>総合型地域スポーツ文化クラブの実現のためには、財団事業のみならず、地域活動における当制度の活用を促進し、併せて地域の中で当制度の周知を図っていかねばなりません。</p> <p>そのため、財団の地域ネットワークを生かした多様な人材の確保、現場直結の実技講習による登録者の質の向上、人材情報のインターネット上での検索・閲覧をそれぞれ推進し、財団のコーディネートのみならず、地域起点のコーディネートを促進していきます。</p>	生涯学習コミュニティ課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
25	施策10 生涯学習、スポーツの条件整備 事業51 総合型地域スポーツ・文化クラブの育成	「スポーツ交流会」「小学校校庭開放」「子どもの居場所づくり」の3事業を統合し、地域の総合力を結集したクラブ化への土台を構築したということだが、クラブ化はなぜ進まないのか。 課題をどうとらえ、取り組もうとしているのか。	平成19年度に3事業を予算統合し、中学校区単位で「地域スポーツ・文化事業協議会」を設立しました。しかしながら、各事業が従来どおり個別に継続されている協議会が多く、事業間連携・融合がすすんでいない。各中学校区と実際の地域住民の生活範囲との間に乖離が見られるため、各地域において、運営体制が全事業及び地域を巻き込んだものになっていません。 今後は、地域の実情に沿った形で協議会の地区構成再編を検討したうえで、重点支援地区(もしくは学校)を絞り、先行的な事例をつくるとともに、各地域で町会や育成会、支援者バンク登録者、生涯学習館、学校活用利用団体等が参加しやすい環境を整え、事業をきっかけとした地域ネットワークを作り上げていきます。	生涯学習コミュニティ課
26	施策10 生涯学習、スポーツの条件整備 事業51 総合型地域スポーツ・文化クラブの育成	「総合型地域スポーツ・文化クラブ」となっているが、スポーツだけでなく文化を含めて全体をコーディネートしている人はいるのか。 運営に係る人材は確保されているか。	10中学校区で「地域スポーツ・文化協議会」を設立しました。各中学校区ごとに委員長を中心に、年間数回の協議会で事業内容について話し合いを行っています。スポーツのみでなく、文化活動も実施しています。 人材についても地区によってばらつきはありますが、旧スポーツ交流会・旧居場所事業・旧小学校校庭開放に携わっていた方々を中心となっています。現状、運営にかかわる人材が十分であるとはいえません。 「文化学習支援者バンク」と「スポーツ指導者バンク」を今年度中に統合し、新たな「新宿区指導者・支援者バンク」と連携する形で、地域の実情に合わせながら人材を確保・結集を図っていきます。	生涯学習コミュニティ課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
27	施策10 生涯学習、スポーツの条件整備 事業51 総合型地域スポーツ・文化クラブの育成	事業を統合して規模が大きくなったが、どのように参加者をまきこんでいったのか。どの年代が多いのか。説明を求める。	事業統合の際、また統合後の各地域スポーツ・文化事業協議会の中で、子どものみでなく、幅広い年代の方を対象とした事業展開を呼び掛けています。また、19年度には、「OHレガス！」でも協議会の案内を行いました。年代別の集計は、現在行っていませんが、平成19年度実績では、大人と子供の参加比率は、大人(高校生～)31.87%、子ども(幼児～中学生)68.13%となっています。	生涯学習コミュニティ課
28	施策10 生涯学習、スポーツの条件整備 事業51 総合型地域スポーツ・文化クラブの育成	他の事業への波及効果はあるのか。たとえば、介護予防の視点もあるのではないか。	放課後子どもひろば・学校プール開放などとの連携を図っているところです。学校プール開放においては、地域団体が運営する地域も増えてきています。 将来的には、学校施設活用運営委員会との融合を図ることにより、学校施設の総合的な利用調整もゆだねられるよう取り組んでまいります。 地域スポーツ・文化事業のプログラム内容は、各協議会で決めています。子供向けプログラムが多くなっていますが、大人向けにストレッチ教室などのプログラムも実施されています。そうしたプログラムを提供していくことによって、多彩な人材が集まり、組織が成熟していく中で、内容も充実し、より多様化・多目的化していくことが期待できます。それによって介護予防はもちろんのこと、防犯・防災、環境問題等への取り組みなど、スポーツ・文化活動だけではなく地域住民の自治意識の醸成に寄与するものと考えています。	生涯学習コミュニティ課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
29	施策23 地域ぐるみの防災 体制づくり 事業91 避難所等の震災対 策	災害時要援護者に対して、どのような支援を考えている のか。 特に避難所での支援はどうか。	災害時要援護者に対する避難支援対策の充実、促進 が重要となっています。 震災時等の支援に活用するため災害時要援護者名簿 を調製し、警察・消防・民生委員・防災区民組織及び区の 関係課に配布しています。区では、関係部署による実行 委員会を組織、避難支援プラン作成に向け検討を開始し ています。また、この8月から災害時要援護者名簿登録 者の家庭を訪問し、要援護者の状況と災害時にどのよう な支援が必要か聞き取り調査を予定しています。この調 査を通し、第二次避難所(福祉避難所)の設置やバリアフ リー等の機能についても検討していきたいと考えていま す。	危機管理課、 地域福祉課